

三者合同!

相続登記等無料相談

不動産登記推進 イメージキャラクタ-「トウキツネ」

帝和6年4月1日から 相続登記が義務化されました!

法務局

司法書士会

土地家屋

登記の専門家である

| 司法書士 | 又は | 土地家屋調査士 | にお任せください!

〈秘密厳守〉

- ○相続登記等に関するご相談
- ◆遺産の相続
 - ◆相続登記の手続等
- ○表示登記に関するご相談
- ◆相続した土地を分割したい
 - ◆相続した建物が未登記だった
 - ◆相続に備えて土地の境界をはっきりしておきたい



毎月第3火曜日

※最終受付は午後3時30分まで

場

水戸地方法務局

(不動産登記部門)

水戸市北見町1番1号

【ご来場の皆様へのお願い】

- 書類の書き方に関するご相談や、ご自身で作成した書類のチェックは、本無料相談の「対象外」です。
- ご自身で登記申請等を作成される場合には、法務局で実施している「手続案内」をご利用ください。

「先着順(事前予約は不要)」です。 本相談は、

「相続登記等に関する相談」又は「表示登記に関する相談」のいずれかをお受けいたします。 (相談時間は30分です。)※午後3時30分までにご来庁ください。

主催 : 水戸地方法務局・茨城司法書士会・茨城土地家屋調査士会

【相続登記等に関する相談の問合せ先】

・茨城司法書士会 水戸市五軒町1-3-16 連絡先 029 (2 2 4) 5 1 5 5 / 029 (2 2 5) 0 1 1 1 事務取扱時間 9:00~12:00/13:00~17:00(平日のみ)

【表示登記に関する相談の問合せ先】

茨城土地家屋調査士会 茨城県水戸市大足町1078-1 029 (259) 7400(代) 事務取扱時間 9:00~12:00/13:00~17:00(平日のみ)

法務局

司法書士会

土地家屋 調査士会



不動産登記推進 イメージキャラクター 「トウキツネ」

登記の専門家である 「司法書士」又は「土地家屋調査士」にお任せください!

> ※ 書類の書き方に関するご相談や、ご自身で作成した 書類のチェックは、本無料相談の「対象外」です。

相続登記等

無料相談

日時

三者合同

令和7年 | 月2 | 日(火)・2月 | 8日(火)・3月 | 8日(火) いずれも午後2時から午後4時まで(予約不要、先着順)

※相談時間は30分です。

場所

水戸市北見町 | 番 | 号 水戸地方法務局 | 階

水戸地方法務局·茨城司法書士会·茨城土地家屋調査士会では、三者が連携して、相続登記等に関する司法書士·土地家屋調査士による無料相談を実施しています。

司法書士による相談では、遺産の相続や相続登記等の手続について相談することができます。

<u>土地家屋調査士による相談</u>では、相続した土地を分割したい、相続した建物が未登記だった等について相談することができます。

※ ご自身で登記申請等を作成される場合には、法務局で実施している「手続案内」をご利用ください。

主催:水戸地方法務局·茨城司法書士会·茨城土地家屋調査士会

【相続登記等に関する相談の問合せ先】

【表示登記に関する相談の問合せ先】

- ・ 茨城司法書士会 水戸市五軒町1-3-16
 連絡先 029(224)5155/029(225)0111
 事務取扱時間 9:00~12:00/13:00~17:00(平日のみ)
- 茨城土地家屋調査士会 茨城県水戸市大足町1078-1
 連絡先 029(259)7400(代)
 事務取扱時間 9:00~12:00/13:00~17:00(平日のみ)